

富士電機グリーン調達ガイドライン

付属書Ⅱ

管理物質リスト・不含証明書

および含有物質報告データ

第5.0.1版



2016年12月

富士電機株式会社

目 次

I. 富士電機の管理物質の考え方	2
1. 禁止物質	
2. 条件付禁止物質	
3. 報告必須物質	
4. 報告物質	
II. 富士電機の適用除外用途の考え方	4
1. 適用除外用途 グループ A	
2. 適用除外用途 グループ B	
3. 適用除外用途 グループ C	
III. 禁止物質一覧表	5
IV. 条件付禁止物質一覧表	10
V. 報告必須物質	15
VI. 適用除外用途 グループ A	16
VII. 適用除外用途 グループ B	22
VIII. 適用除外用途 グループ C	26
IX. 管理物質の詳細	27
【改訂履歴】	38

[別紙 1] 不含証明書

[別紙 2] 含有物質報告データ

I. 富士電機の管理物質の考え方

富士電機グリーン調達ガイドライン（本文）の「II. 富士電機のグリーン調達ガイドライン」の「4. 評価項目」の「(3) 納入資材の化学物質の含有状況」の管理物質を以下のように定めます。

1. 禁止物質

納入資材に含有しないことを定めたカテゴリーであり、国内外の法規制および条約で使用・製造を禁止している物質ならびに富士電機が使用禁止とした物質です。具体的な対象物質については、「III. 禁止物質一覧表」を参照ください。

2. 条件付禁止物質

国内外の法規制ならびに条約で使用・製造を禁止している物質及び富士電機が使用禁止とした物質の中で、用途、含有条件、含有部位によって禁止の適用除外を有する物質です。本書の「VI. 適用除外用途 グループ A」～「VIII. 適用除外用途 グループ C」に定める適用除外用途に該当する場合以外は資材に含有しないことを定めたカテゴリーです。具体的な対象物質については、「IV. 条件付禁止物質一覧表」を参照ください。

3. 報告必須物質

国内外の法規制、条約ならびに業界の取り組みから、富士電機として製品への含有状況を把握する必要が高いと判断し、その含有を必ず報告いただく物質。

4. 報告物質

国内外の法規制、条約ならびに業界の取り組みから、富士電機として製品への含有状況を把握する必要がある物質です。以下の3種類のグループがあり、どれを適用するかは富士電機の各事業部門が指定します。

(1) IEC 62474 (JIG) 物質リスト収載物質

具体的な物質は、IEC 62474 または VT62474 の HP をご参照ください。

- ・ IEC 62474 : <http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf/welcome?openpage>
- ・ JGPSSI (VT62474) : <http://www.vt62474.jp/>

(2) JAMP 管理対象物質

具体的な物質は JAMP の HP (<http://www.jamp-info.com/>) を参照下さい。

(3) chemSHERPA の管理対象物質

具体的な物質は chemSHERPA の HP (<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/>) を参照下さい。

※ 対象物質は、上記の規格および団体の最新のものが優先適用されます。

なお、上記「禁止物質」等の3カテゴリーの物質と重複する物質がありますが、別に含有状況を報告して下さい。報告にあたってのフォーマットは、本書「[別紙2] 含有物質報告書」を参照下さい。

(4) 補足説明：報告物質の対象としている規格および団体

・ JGPSSI (グリーン調達調査共通化協議会)

日本の電気電子機器業界の有志企業が発足し、調査対象物質リスト及び調査回答フォーマットを共通化することにより、グリーン調達調査にかかる調査労力を軽減し、回答品質の向上を目的としたボランタリーな協議会。

JIG が国際規格 IEC 62474 に引き継がれたことにより、2012年5月末にて発展的に解消し、化学物質リスト改訂及びツールも含めた活動は IEC/TC111 国内委員会の分科会国内 VT62474 に移行。

・ JIG (The Joint Industry Guide for Material Composition Declaration For Electronic Products)

電気・電子機器業界の企業間における製品や部品に含まれる化学物質の情報伝達の効率化を目的に、JGPSSI、米国電子工業会(現在、全米家電協会)、欧州情報通信技術製造業者協会(現在、デジタルヨーロッパ)の間で決めた「管理すべき化学物質」と「情報伝達の調査回答フォーマット」の共通基準。JIG-101 Ed4.1 を最終版として2012年3月発行の IEC 62474 に引き継がれた。なお、電子製品の販売および流通用の包装材に使用される化学物質をサプライチェーンで報告するためのガイドライン JIG-201 Ed1.1 を2012年8月に発行した。

・ IEC 62474 (電気・電子業界およびその製品に関するマテリアルデklaration)

電気工学、電子工学、および関連した技術を扱う国際的な標準化団体の「管理すべき化学物質」と「情報伝達の調査回答フォーマット」に関する規格。

・ JAMP (アーティクルマネジメント推進協議会)

電気・電子機器業界だけではなく、産業界全体、サプライチェーン全体に渡り製品含有化学物質の適切な管理及び円滑な情報開示を促進するために発足した団体。JIG 同様、「管理すべき化学物質」と「情報伝達の調査回答フォーマット」の共通基準がある。

・ chemSHERPA (製品含有化学物質の情報伝達共通スキーム)

経済産業省の主導で、JAMP 及び旧 JGPSSI を統合する形で作られたスキーム。

製品に含有される化学物質を適正に管理し、拡大する規制に継続的に対応するため、サプライチェーン全体で利用可能な共通スキーム。

II. 富士電機の管理物質に対する適用除外用途の考え方

含有を禁止する物質について、法規制で用途別に適用を除外されているものがあります。富士電機も「条件付禁止物質」に対する適用除外用途を設けております。富士電機の適用除外用途は以下の3つのカテゴリーがあります。なお、取引先様からの納入資材品目に適用可能か否かは、調査を依頼しました富士電機の各事業部門が指定いたします。

1. 適用除外用途 グループ A

欧州議会及び理事会指令 2011/65/EU（以下、EU-RoHS2）付属書 3 の適用除外用途に従った「VI. 適用除外用途 グループ A」の用途です。「VI. 適用除外用途 グループ A」の用途に該当する全ての資材に適用されます。

適用可能な有効期限については、富士電機に適用される期限を考慮し、EU-RoHS2 の有効期限 12 ヶ月前に独自に指定しています。

なお、これらの適用除外を EU-RoHS2 のカテゴリー8 および 9 に該当する製品に使用する場合、表に記した期限と異なる場合があります。

2. 適用除外用途 グループ B

EU-RoHS2 付属書 4 の適用除外用途に従った「VII. 適用除外用途 グループ B」の用途です。「VII. 適用除外用途 グループ B」の用途に該当し、更に EU-RoHS2 のカテゴリー8 および 9 にのみ例外なく該当する富士電機製品を、またはこの2つのカテゴリーにのみ例外なく該当するものに組み込まれる富士電機製品を構成する資材に適用されます。

適用可能な有効期限については、富士電機に適用される期限を考慮し、EU-RoHS2 の有効期限 12 ヶ月前に独自に指定しています。

3. 適用除外用途 グループ C

化学物質審査規制法の規制物質において、同施行令第 9 条により例外的にその使用を容認される用途（エッセンシャルユース）です。「VII. 適用除外用途 グループ C」を参照下さい。

4. EU-RoHS2 の補足：EU-RoHS2 が適用される電気電子機器のカテゴリー

カテゴリー	対象となる電気電子機器	カテゴリー	対象となる電気電子機器
1	大型家庭用電気製品	7	玩具・レジャー・スポーツ用品
2	小型家庭用電気製品	8	医療機器
3	IT 及びテレコミュニケーション機器	9	産業用を含む監視・制御機器
4	コンシューマ機器	10	自動販売機
5	照明機器	11	カテゴリー1～10 に該当しない
6	電動工具		他の電気電子機器

Ⅲ. 禁止物質一覧表

#	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	用途例	収載版
1	ビス(トリブチルスズ)=オキシド (TBTO)	56-35-9	化学物質審査規制法(以下、化審法) (第一種特定化学物質)	防腐剤、防カビ剤、塗料、顔料、耐汚染 剤、冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	1 版
2	三置換有機スズ化合物 ※詳細:「IX. 管理物質の詳細」参照	-	・欧州議会及び理事会規則(EC)No1907/2006 付属書 17(以下、REACH 規則(制限物質))	安定剤、酸化防止剤、防腐剤、抗菌抗か び剤、防汚染剤、顔料、抗かび剤、塗料、 耐汚染剤	5.0.0 版
3	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類) 及び特定代替物質 ※詳細:「IX. 管理物質の詳細」参照	-	・化審法(第一種特定化学物質) ・残留性有機汚染物質に関するストックホルム 条約(以下、POPs 条約)(製造・使用禁止物質) ・REACH 規則(制限物質) ・2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再利用 のための香港国際条約(以下、シップリサイク ル条約)(付属書附録 1 表 A)	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電 解液、可塑剤、防火材、電線とケーブル 用コーティング剤、誘電体シーラント	1 版
4	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類) ※詳細:「IX. 管理物質の詳細」参照	-	・REACH 規則(制限物質)	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電 解液、可塑剤、防火材、電線とケーブル 用コーティング剤、誘電体シーラント	4 版
5	ポリ塩化ナフタレン(塩素数 1 以上) ※詳細:「IX. 管理物質の詳細」参照	-	・化審法(第一種特定化学物質)	潤滑材、塗料、安定剤(電気特性、耐炎 性、耐水性) 絶縁材、難燃剤	1 版 5.0.1 版
6	短鎖型塩化パラフィン(炭素数 10~13) ※詳細:「IX. 管理物質の詳細」参照	-	・ノルウェー 製品規制 FOR-2004-06-01-922 ・スイス 化学品リスク軽減政令(ORRChem)	PVC 用可塑剤、難燃剤	4 版
7	アスベスト類 ※詳細:「IX. 管理物質の詳細」参照	-	・労働安全衛生法(以下、安衛法) (製造等禁止物質) ・REACH 規則(制限物質) ・シップリサイクル条約(付属書附録 1 表 A)	ブレーキライニングパッド、絶縁体、充 填材、研磨剤、絶縁体、充填材、顔料、 塗料、タルク、断熱材	1 版

#	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	用途例	収載版
8	2-(2H-1,2,3 ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	化審法(第一種特定化学物質)	接着剤、塗料、印刷インク、パテ、プラスチック、インクリボン、コーキングまたはシール用充填材	3版
9	ヘキサクロロベンゼン [備考]副生物として注意	118-74-1	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs条約(製造・使用禁止物質)	防カビ材、殺虫剤	1版
10	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (アルドリン)	309-00-2	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs条約(製造・使用禁止物質)	殺虫剤	1版
11	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (ディルドリン)	60-57-1	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs条約(製造・使用禁止物質)	殺虫剤	1版
12	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エンド-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (エンドリン)	72-20-8	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs条約(製造・使用禁止物質)	殺虫剤	1版
13	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (DDT)	50-29-3	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs条約(製造・使用制限物質)	殺虫剤	1版

#	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	用途例	収載版
14	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、 1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、 及びこれらの類縁化合物の混合物 (クロルデン又はヘプタクロル) ※詳細: 「IX. 管理物質の詳細」参照	-	<ul style="list-style-type: none"> ・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs 条約(製造・使用禁止物質) 	殺虫剤	1 版
15	N, N' -ジトリル-p-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-p-フェニレンジアミン、又はN, N' -ジキシリル-p-フェニレンジアミン ※詳細: 「IX. 管理物質の詳細」参照	-	化審法(第一種特定化学物質)	ゴム老化防止剤、 スチレンブタジエンゴム	1 版
16	2, 4, 6-トリ-tert-ブチルフェノール	732-26-3	化審法(第一種特定化学物質)	酸化防止剤	1 版
17	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビシクロ[2. 2. 1]ヘプタン (トキサフェン)	8001-35-2	<ul style="list-style-type: none"> ・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs 条約(製造・使用禁止物質) 	殺虫剤	1 版
18	ドデカクロロペンタシクロ[5. 3. 0. 0(2, 6). 0(3, 9). 0(4, 8)]デカン (マイレックス)	2385-85-5	<ul style="list-style-type: none"> ・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs 条約(製造・使用禁止物質) 	殺虫剤、難燃剤	1 版
19	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール (ケルセン又はジコホル)	115-32-2	化審法(第一種特定化学物質)	防ダニ剤	3 版

#	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	用途例	収載版
20	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	87-68-3	化審法(第一種特定化学物質)	溶媒	3版
21	黄りんマッチ (四リン)	12185-10-3	安衛法(製造等禁止物質)	マッチ	1版
22	ベンジジン	92-87-5	安衛法(製造等禁止物質)	着色剤原料	1版
	及びその塩	-			
23	4-アミノビフェニル	92-67-1	安衛法(製造等禁止物質)	ゴム酸化防止剤	1版
	及びその塩	-			
24	4-ニトロジフェニル	92-93-3	安衛法(製造等禁止物質)	合成中間体	1版
	及びその塩	-			
25	ビス(クロロメチル)エーテル	542-88-1	安衛法(製造等禁止物質)	染料、顔料、メチル化剤	1版
26	β -ナフチルアミン	91-59-8	安衛法(製造等禁止物質)	着色剤原料	1版
	及びその塩	-			
27	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む)の5%を超えるもの	71-43-2	安衛法(製造等禁止物質)	ゴムのり	1版
28	ダイオキシン類/フラン類(PCDD・PCDF)	-	POPs条約(非意図的生成物質排出削減物質)	他非意図的生成	1版
29	フマル酸ジメチル	624-49-7	REACH規則(制限物質)	防腐剤、防カビ剤	4版
30	γ -ヘキサクロロシクロヘキサン (γ -HCH 又はリンデン)	58-89-9	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs条約(製造・使用禁止物質)	殺虫剤	4版
31	α -ヘキサクロロシクロヘキサン (α -HCH)	319-84-6	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs条約(製造・使用禁止物質)	NO.30「 γ -ヘキサクロロシクロヘキサン」の副生成物	4版

#	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	用途例	収載版
32	β -ヘキサクロシクロヘキサン (β -HCH)	319-85-7	<ul style="list-style-type: none"> 化審法(第一種特定化学物質) POPs 条約(製造・使用禁止物質) 	NO. 30 「 γ -ヘキサクロシクロヘキサン」の副生成物	4 版
33	クロルデコン (ケボン)	143-50-0	<ul style="list-style-type: none"> 化審法(第一種特定化学物質) POPs 条約(製造・使用禁止物質) 	殺虫剤	4 版
34	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	<ul style="list-style-type: none"> 化審法(第一種特定化学物質) POPs 条約(製造・使用禁止物質) 	農薬、非意図的生成	4 版
35	パーフルオロオクタンスルホニルフルオリド (PFOSF)	307-35-7	化審法(第一種特定化学物質)	パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)の前駆体	4 版
36	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD) ※詳細:「IX. 管理物質の詳細」参照	25637-99-4	化審法(第一種特定化学物質)	難燃剤	5. 0. 1 版
37	エンドスルファン	115-29-7	化審法(第一種特定化学物質)	農薬	5. 0. 1 版
38	ペンタクロロフェノール	87-86-5	化審法(第一種特定化学物質)	防腐剤、防虫剤、かび防止剤、にかわ	5. 0. 1 版

IV. 条件付禁止物質一覧表

No.	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	禁止条件	閾値	用途例	収載版
1	カドミウム 及びその化合物 ※詳細:「IX. 管理物質 の詳細」参照	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州議会及び理事会指令 2006/66/EC(以下、EU 電池指令) ・ 韓国 品質経営及び工産品安全管理法(以下、韓国電池規制) ・ 欧州議会及び理事会指令 94/62/EC(以下、EU 包装材指令) ・ REACH 規則(制限物質) ・ 欧州議会及び理事会指令 2011/65/EU(以下、EU-RoHS2) 	①電池	10ppm 未満	顔料、耐食表面処理、電気・電子材料、はんだ、光学材料、安定剤、めっき、樹脂用顔料、亜鉛めっき、電極、電気接点、蛍光灯、接点、PVC 用安定剤、電池	1 版
				②梱包材: 重金属(鉛、カドミウム、六価クロム)の総量	合計 100ppm 未満		
				③上記①～②以外の全て (適用除外用途グループ A, B 有)	均質材料当 たり 100ppm 未満		
2	六価クロム化合物 ※詳細:「IX. 管理物質 の詳細」参照	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU 包装材指令 ・ EU-RoHS2 	①梱包材: 重金属(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム)の総量	合計 100ppm 未満	クロム化処理、顔料、触媒、めっき、塗料乾燥、耐食表面処理、染料、表面処理、塗料、塗料付着性強化、耐食、インク	1 版
				②①以外の全て (適用除外用途グループ A, B 有)	均質材料当 たり 1000ppm 未満		
3	鉛 及びその化合物 ※詳細:「IX. 管理物質 の詳細」参照	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国カリフォルニア州プロポジション 65 判例法 ・ EU 電池指令 ・ 韓国 電池規制 ・ ブラジル 電池規則 Resolution No. 401 ・ EU 包装材指令 ・ EU-RoHS2 	①熱硬化性又は熱可塑性樹脂で被覆された電線、ケーブル、コード	被覆中で 300ppm 未満	ゴム硬化剤、潤滑剤、加硫剤、快削鋼、光学材料、強誘電体、顔料、プラスチック安定剤、硬化剤、CRT ガラス X 線遮蔽、電池材料、快削合金、めっき、電池、電気・メカはんだ、被覆、樹脂安定剤、合金、樹脂添加剤、塗料	1 版
				②電池	40ppm 未満		
				③梱包材: 重金属(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム)の総量	合計 100ppm 未満		
				④上記①～③以外の全て (適用除外用途グループ A, B 有)	均質材料当 たり 1000ppm 未満		

No.	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	禁止条件	閾値	用途例	収載版
4	水銀 及びその化合物 ※詳細:「IX. 管理物質 の詳細」参照	-	<ul style="list-style-type: none"> EU 電池指令 韓国 電池規制 中国 QZHG1997 No4 電池の水銀含有量制限に関する規制 EU 包装材指令 EU-RoHS2 REACH 規則(制限物質) 水銀条約 	①電池	1ppm 未満	蛍光灯、電気接点材 料、顔料、耐食剤、 スイッチ類、高効率 発光体、抗菌処理、 電池	1 版
				②梱包材:重金属(鉛、水銀、カ ドミウム、六価クロム)の総量	合計 100ppm 未満		
				③上記①～②以外の全て (適用除外用途グループ A, B 有)	意図的添加/均質 材料当たり 1000ppm 未満		
5	ポリ臭化ビフェニル 類 (PBB 類) ※詳細:「IX. 管理物質 の詳細」参照	-	EU-RoHS2	全て	意図的添加/ 均質材料当たり 1000ppm 未満	難燃剤	1 版
6	ポリ臭化ジフェニル エーテル類 (PBDE 類) ※詳細:「IX. 管理物質 の詳細」参照	-	EU-RoHS2	全て	意図的添加/ 均質材料当たり 1000ppm 未満	難燃剤	1 版
7	パーフルオロオクタ ンスルホン酸塩 (PFOS) ※詳細:「IX. 管理物質 の詳細」参照	-	<ul style="list-style-type: none"> 化審法(第一種特定化学物質) POPs 条約(製造・使用制限物質) 	全て (適用除外用途グループ C 有)	意図的添加	フィルムとプラスチ ックの帯電防止剤	4 版

No.	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	禁止条件	閾値	用途例	収載版
8	オゾン層破壊物質 (オゾン層を破壊する物質に関する モントリオール議定書付属書収載 物質) ※詳細:「IX. 管理物質の詳細」参照	-	・オゾン層破壊物質に関する 欧州議会及び理事会規則 (EC)No2037/2000 ・オゾン層保護法 ・シップリサイクル条約 (附属書附録1表A)	①全て(製品含有) ②付属書A, B 収載 20 物質の洗浄加 工・発泡加工での 使用	-	冷媒、発泡剤、消火剤、 洗浄剤	5.0.0 版
9	一部の芳香族アミン(※)を生成 するアゾ染料・顔料 ※対象:「IX. 管理物質の詳細」参照	-	REACH 規則(制限物質)	織物と皮革	生成される芳香 族アミンとして 30ppm 未満	着色剤原料、顔料、ゴム 酸化防止剤、染料	4.1 版
10	ジブチルスズ化合物(DBT) ※詳細:「IX. 管理物質の詳細」参照	-	REACH 規則(制限物質)	一般消費者向け用 途	スズ元素として 1000ppm 未満	PVC 用安定剤、シリコン・ ウレタン樹脂用硬化触媒	4.1 版
11	ジオクチルスズ化合物(DOT) ※詳細:「IX. 管理物質の詳細」参照	-	REACH 規則(制限物質)	一般消費者向け用 途	スズ元素として 1000ppm 未満	PVC 用安定剤、シリコン・ ウレタン樹脂用硬化触媒	4.1 版
12	リン酸トリス(2,3-ジブロモプロ ピル)	126-72-7	REACH 規則(制限物質)	織物および繊維製 品	意図的添加	プラスチックや合成繊維 の難燃剤	4.1 版
13	トリ(1-アジリジニル)ホスフィ ンオキシド	545-55-1	REACH 規則(制限物質)	織物および繊維製 品	意図的添加	プラスチックや合成繊維 の難燃剤	4.1 版
14	有機スズ化合物 ※詳細:「IX. 管理物質の詳細」参照	-	シップリサイクル条約 (附属書附録1表A)	船舶用製品	スズ元素として 2500ppm 未満	防腐剤、防かび剤、塗料、 顔料、耐汚染剤、安定剤、 酸化防止剤、抗菌抗かび 剤、防汚染剤	5.0.0 版

No.	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	禁止条件	閾値	用途例	収載版
15	フタル酸エステル（４種） ・フタル酸ビス（2-エチルヘキシル） DEHP ・フタル酸ブチルベンジル BBP ・フタル酸ジ-n-ブチル DBP ・フタル酸ジイソブチル DIBP	117-81-7 85-68-7 84-74-2 84-69-5	EU-RoHS2	1) 電気機器で長時間皮膚に接触する部位への使用 ・禁止時期：即時 2) RoHS 対象製品の構成部材への使用（電池材料を除く） ・禁止時期 RoHS カテゴリー1～7、10、11の用途 :2018年7月22日 RoHS カテゴリー8&9用途 :2020年7月22日	意図的添加/ 均質材料当たり 1000ppm未満	可塑剤	5.0.1 版
16	ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレンおよび2,4,4トリメチルペンテンとの反応生成物 (BNST)	68921-45-9	カナダ環境保護法	全て (タイヤ以外のゴムは除く)	意図的添加	ゴム・潤滑油の添加剤（酸化防止剤）	5.0.1 版
17	特定多環芳香族炭化水素 PAH ※詳細：「IX. 管理物質の詳細」参照		REACH 規則（制限物質）	人の皮膚口腔に長時間接触する部位への使用	意図的添加	ゴム・プラスチックの顔料	5.0.1 版

No.	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	禁止条件	閾値	用途例	収載版
18	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩およびそのエステル ※詳細: 「IX. 管理物質の詳細」参照		ノルウェー規則	富士電機製品を構成 する部材・部品への 使用	意図的添加	フィルムとプラスチックの帯電防止剤	5.0.1 版
19	ホルムアルデヒド	50-00-0	米国カリフォルニア州規則	木材製品への使用	意図的添加	防腐剤	5.0.1 版

V. 報告必須物質

No.	物質名	CAS No.	関係する主な法規制・条約	使用条件	閾値	用途例	収載版
1	赤リン	7723-14-0	自主規制	使用する場合は、コーティング処理を行うこと。	意図的添加	難燃剤	5.0.1版

VI. 適用除外用途 グループ A

No	除外項目	法律上期限	当社期限
1	電球形およびコンパクト形（小型）ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり（次の量を）超えないもの		
1(a)	一般照明用途 30W未満 5mg/バーナー	2011/12/31	既に禁止
	一般照明用途 30W未満 3.5mg/バーナー	2011/12/31	既に禁止
	一般照明用途 30W未満 2.5mg/バーナー	EU 審議中	今後設定
1(b)	一般照明用途 30W以上 50W未満 5mg/バーナー	2011/12/31	既に禁止
	一般照明用途 30W以上 50W未満 3.5mg/バーナー	EU 審議中	今後設定
1(c)	一般照明用途 50W以上 150W未満 5mg/バーナー	EU 審議中	今後設定
1(d)	一般照明用途 150W以上 15mg/バーナー	EU 審議中	今後設定
1(e)	一般照明用途で環形または角型かつチューブの直径17mm以下:制限なし	2011/12/31	既に禁止
	一般照明用途で環形または角型かつチューブの直径17mm以下:7mg/バーナー	EU 審議中	今後設定
1(f)	特殊用途 5mg/バーナー	EU 審議中	今後設定
1(g)	20000時間以上の寿命を有する一般照明用途 30W未満 3.5mg/バーナー	2017/12/31	2016/12/31
2(a)	一般照明用途の直管蛍光ランプであって（ランプ当たりの）水銀含有量が（次の量を）超えないもの		
2(a)1	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつ径9mm以下(例 T2):5mg/ランプ	2011/12/31	既に禁止
	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつ径9mm以下(例 T2):4mg/ランプ	EU 審議中	今後設定
2(a)2	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつ径9mm以上17mm以下(例 T5):5mg/ランプ	2011/12/31	既に禁止
	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつ径9mm以上17mm以下(例 T5):3mg/ランプ	EU 審議中	今後設定
2(a)3	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつ径17mm超28mm以下(例 T8):5mg/ランプ	2011/12/31	既に禁止
	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつ径17mm超28mm以下(例 T8):3.5mg/ランプ	EU 審議中	今後設定
2(a)4	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつ径28mm超(例 T12):5mg/ランプ	2012/12/31	既に禁止
	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつ径28mm超(例 T12):3.5mg/ランプ	EU 審議中	今後設定
2(a)5	3波長形蛍光体を使用した長寿命(25000時間以上)のランプ:8mg/ランプ	2011/12/31	既に禁止
	3波長形蛍光体を使用した長寿命(25000時間以上)のランプ:5mg/ランプ	EU 審議中	今後設定

No	除外項目	法律上期限	当社期限
2(b)	その他の蛍光灯ランプであって(ランプ当たりの)水銀含有量が(次の使用量を)超えないもの		
2(b)1	ランプ径 28mm 超の直管蛍光ハロゲンランプ(例 T10 および T12) : 10mg/ランプ	2012/4/13	既に禁止
2(b)2	直管蛍光ランプ以外のハロゲン蛍光体を使用したランプ(径の規定なし) : 15mg/ランプ	2016/4/13	既に禁止
2(b)3	直管蛍光ランプ以外の 3 波長蛍光体を使用したランプ径 17mm 超(例 T9) : 制限なし	2011/12/31	既に禁止
	直管蛍光ランプ以外の 3 波長蛍光体を使用したランプ径 17mm 超(例 T9) : 15mg/ランプ	EU 審議中	今後設定
2(b)4	その他の一般照明用途及び特殊用途(例 電磁誘導等) : 制限なし	2011/12/31	既に禁止
	その他の一般照明用途及び特殊用途(例 電磁誘導等) : 15mg/ランプ	EU 審議中	今後設定
3	特殊用途の令陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ(CCFL 及び EEFL) であって水銀含有量がランプ当たり(次の量を)超えないもの		
3(a)	短尺ランプ(500mm 以下) : 制限なし	2011/12/31	既に禁止
	短尺ランプ(500mm 以下) : 3.5mg/ランプ	EU 審議中	今後設定
3(b)	長尺ランプ(500mm 超 1500mm 以下) : 制限なし	2011/12/31	既に禁止
	長尺ランプ(500mm 超 1500mm 以下) : 5mg/ランプ	EU 審議中	今後設定
3(c)	長尺ランプ(1500mm 超) : 制限なし	2011/12/31	既に禁止
	長尺ランプ(1500mm 超) : 13mg/ランプ	EU 審議中	今後設定
4(a)	その他の低圧放電管ランプ(ランプ当たり) : 制限なし	2011/12/31	既に禁止
	その他の低圧放電管ランプ(ランプ当たり) : 15mg/ランプ	EU 審議中	今後設定
4(b)	平均演色評価数が 60 超に改善された一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が 1 バーナー当たり(次の量を)超えないもの		
4b I	P(ランプ電力) \leq 155W : 制限なし	2011/12/31	既に禁止
	P(ランプ電力) \leq 155W : 25mg/バーナー	EU 審議中	今後設定
4b II	155W < P \leq 405W : 制限なし	2011/12/31	既に禁止
	155W < P \leq 405W : 30mg/バーナー	EU 審議中	今後設定
4b III	405W < P : 制限なし	2011/12/31	既に禁止
	405W < P : 40mg/バーナー	EU 審議中	今後設定

No	除外項目	法律上期限	当社期限
4(c)	その他の一般照明用の高圧ナトリウム（蒸気）ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり（次の量を）超えないこと		
4c I	P(ランプ電力) ≤ 155W : 制限なし	2011/12/31	既に禁止
	P(ランプ電力) ≤ 155W : 25mg/バーナー	EU 審議中	今後設定
4c II	155W < P ≤ 405W : 制限なし	2011/12/31	既に禁止
	155W < P ≤ 405W : 30mg/バーナー	EU 審議中	今後設定
4c III	405W < P : 制限なし	2011/12/31	既に禁止
	405W < P : 40mg/バーナー	EU 審議中	今後設定
4(d)	高圧水銀（蒸気）ランプ（HPMV）に含まれる水銀	2015/4/13	既に禁止
4(e)	金属ハロゲン化物ランプ（MH）に含まれる水銀	EU 審議中	今後設定
4(f)	本付属書に特に定められていないその他のランプに含まれる水銀	EU 審議中	今後設定
4(g)	標識、装飾用または建築用かつ専門家用照明および光美術品に使用される手工芸的放電灯中の水銀は以下に制限する。 (a) 20℃未満の屋外用途及び室内用途において、電極1対あたり 20mg に管長 1cm あたり 0.3mg を加算、ただし80mg を超えない。 (b) その他の室内用途において、電極1対あたり 15mg に管長 1cm あたり 0.24mg を加算、ただし80mg を超えない。	2018/12/31	2017/12/31
5(a)	CRT(ブラウン管、冷陰極管)のガラスに含まれる鉛	2016/7/21	既に禁止
5(b)	ガラス蛍光管であって鉛含有量が0.2wt%を超えないもの	EU 審議中	今後設定
6(a)	機械加工のために合金成分として鋼材中及び亜鉛めっき鋼板中に含まれる0.35wt%までの鉛	EU 審議中	今後設定
6(b)	合金成分としてアルミニウムに含まれる0.4wt%までの鉛	EU 審議中	今後設定
6(c)	鉛含有量が4wt%以下の銅合金	EU 審議中	今後設定
7(a)	高融点はんだに含まれる鉛（鉛含有量が重量で85%以上の鉛ベースの合金）	EU 審議中	今後設定
7(b)	サーバ、記憶装置、記憶アレイシステム、信号切替え・送受信・伝送及び電気通信ネットワーク管理用のネットワーク基盤設備向けのはんだに含まれる鉛	2016/7/21	既に禁止
7c I	コンデンサ内の誘電セラミック以外のガラス又はセラミック中に鉛を含む電気電子部品(例圧電素子)、もしくはガラス又はセラミック複合材料(or を母材とする化合物中)に鉛を含む電気電子部品	EU 審議中	今後設定
7c II	AC125V 又は DC250V 又はそれ以上の定格電圧のためのキャパシタ中の誘電セラミックに含まれる鉛	EU 審議中	今後設定

No	除外項目	法律上期限	当社期限
7cIII	AC125V 又は DC250V 又はそれ未満の定格電圧のためのキャパシタ中の誘電セラミックに含まれる鉛	2013/1/1	既に禁止
	2013年1月1日より前に上市された電気電子機器のスペアパーツとしての AC125V 又は DC250V 又はそれ未満の定格電圧のためのキャパシタ中の誘電セラミックに含まれる鉛	期限なし	期限なし
7cIV	集積回路、又はディスクリート半導体の一部であるコンデンサの PZT 系誘電セラミック材料中の鉛	EU 審議中	今後設定
8(a)	一括投入混錬コンパウンドペレット成形したサーマルカットオフに含まれるカドミウムとその化合物	2012/1/1	既に禁止
	2012年1月1日より前に上市された電気電子機器のスペアパーツとしての一括投入混錬コンパウンドペレット成形したサーマルカットオフに含まれるカドミウムとその化合物	期限なし	期限なし
8(b)	電気接点中のカドミウムとその化合物	EU 審議中	今後設定
9	冷却ソリューションで重量当たり 0.75%までの吸収式冷蔵庫の炭素鋼製冷却システムの防錆処理としての六価クロム	EU 審議中	今後設定
9(b)	暖房用、換気用、空調用及び冷凍冷蔵(HVACR)機器の冷媒管用のベアリングシェル及びブッシュに含まれる鉛	EU 審議中	今後設定
11(a)	C-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステムに用いられる鉛	2010/9/25	既に禁止
	2010年9月24日より前に上市された電気電子機器のスペアパーツとしてのC-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステムに用いられる鉛	期限なし	期限なし
11(b)	C-プレス・コンプライアント・ピン以外のコネクタシステムに用いられる鉛	2013/1/1	既に禁止
	2013年1月1日より前に上市された電気電子機器のスペアパーツとしてのC-プレス・コンプライアント・ピン以外のコネクタシステムに用いられる鉛	期限なし	期限なし
12	熱伝導モジュール形Cリング向けコーティング材料としての鉛	2010/9/25	既に禁止
	2010年9月24日より前に上市された電気電子機器のスペアパーツとしての熱伝導モジュール形Cリング向けコーティング材料としての鉛	期限なし	期限なし
13(a)	光学機器に使われる白色ガラスに含まれる鉛	EU 審議中	今後設定
13(b)	フィルターガラス及び反射基準に使用されるガラスに含まれるカドミウムと鉛	EU 審議中	今後設定

No	除外項目	法律上期限	当社期限
14	マイクロプロセッサのピン及びパッケージ間の接合用に用いる、2種類の元素で構成されるはんだに含まれる鉛で、その含有量が80wt%超かつ85wt%未満のもの	2011/1/1	既に禁止
	2011年1月1日より前に上市された電気電子機器のスペアパーツとしてのマイクロプロセッサのピン及びパッケージ間の接合用に用いる、2種類の元素で構成されるはんだに含まれる鉛で、その含有量が80wt%超かつ85wt%未満のもの	期限なし	期限なし
15	集積回路パッケージ(フリップチップ)の内部半導体ダイ及びキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛	EU 審議中	今後設定
16	ケイ酸塩 (silicate) がコーティングされたバルブを有する直管白熱電球の鉛	2013/9/1	既に禁止
17	プロフェッショナル向け複写用途に使用される高輝度放電(HID)ランプ中の放射媒体としてのハロゲン化鉛	2016/7/21	既に禁止
18(a)	SMS(Sr,Ba)2MgSi2O7:Pb)等の蛍光体を含む、ジアゾ印刷複写、リソグラフィ、捕虫器、光化学、硬化処理用の専用ランプとして使用される放電ランプの蛍光体の付活剤としての鉛(重量比1%以下)	2011/1/1	既に禁止
18(b)	BSP(BaSi2O5:Pb)等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比1%以下)	EU 審議中	今後設定
19	非常にコンパクトな省エネルギーランプ(ESL)における、主アマルガムとしての特定の組成物PbBiSn-Hg及びPbInSn-Hg、ならびに補助アマルガムとしてのPbSn-Hgの鉛	2011/6/1	既に禁止
20	液晶ディスプレイ(LCD)に使用される平面蛍光ランプの前部及び後部を接合するために使用されるガラス中の酸化鉛	2011/6/1	既に禁止
21	ホウケイ酸ガラスへのエナメル塗布用印刷インクに含まれる鉛及びカドミウム	EU 審議中	今後設定
23	2010年9月24日より前に上市された電気電子機器のスペアパーツとして使用されるピッチが0.65mm以下での微細ピッチコンポーネントの仕上げ処理が施された部位に含まれる鉛	—	既に禁止
24	機械加工通し穴付き円盤状及び平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだ中の鉛	EU 審議中	今後設定
25	構造要素に用いられる表面伝導電子エミッタ表示器(SED)に含まれる酸化鉛、特に、シールフリット、フリットリングに含まれる鉛	2016/7/21	既に禁止
26	ブラックライトブルー(BLB)ランプのガラス管体に含まれる酸化鉛	2016/7/21	既に禁止

No	除外項目	法律上期限	当社期限
29	理事会指令 69/493/EEC の附属書 I(カテゴリー1, 2, 3 及び 4) 定義されたクリスタルガラス中の鉛	EU 審議中	今後設定
30	音圧レベル 100dB(A) 以上の高耐入力スピーカの変換器のボイスコイルに直付けされる導電体の電氣的/機械的なはんだ接合部分のカドミウム合金	2016/7/21	既に禁止
31	水銀を含有しない薄型蛍光ランプ(たとえば、液晶ディスプレイや、デザイン用または工業用照明に用いられるもの)に使用されるはんだ材の中の鉛	2016/7/21	既に禁止
32	アルゴン・クリプトンレーザ管のウインドウ組立部品を形成するために用いられるシールフリット中の酸化鉛	EU 審議中	今後設定
33	電力変圧器用の直径 100 μ m 以下の細径銅線のはんだ付け用のはんだ中の鉛	2016/7/21	既に禁止
34	サーメット(陶性合金)を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛	EU 審議中	今後設定
37	ホウ酸亜鉛ガラス基板上に形成する高電圧ダイオードのメッキ層中の鉛	EU 審議中	今後設定
38	酸化ベリリウムと接合するアルミニウムに使われる、厚膜ペースト中のカドミウムおよび酸化カドミウム	2016/7/21	既に禁止
39	ソリッド・ステート・イルミネーション又はディスプレイ・システム用途の色変換 II-VI 族半導体 LED(10 μ g-Cd/mm ² -発光領域未満)に含まれるカドミウム	2014/7/1	既に禁止
40	プロフェッショナル向けのオーディオ機器に使用されるアナログオプトカプラのためのフォトレジスター中のカドミウム	2013/12/31	既に禁止
41	電気電子構成部品のはんだ及び端子処理部分、並びに点火用モジュール及びその他の電気電子的エンジン制御システムに用いるプリント配線基板上の仕上げ処理部分中であって、技術的理由から携帯式の燃焼機関(欧州議会及び理事会指令 97/68/EC のクラス SH:1、SH:3)のクランクケースまたはシリンダー上に直接、またはそれらの内部に取り付けられねばならないものに含まれる鉛	2018/12/31	2017/12/31

Ⅶ. 適用除外用途 グループ B

No	除外項目	法律上期限	当社期限
電離放射線の利用もしくは検出に使用される機器			
1	電離放射専用検出器に含まれる鉛、カドミウム及び水銀		
2	X線管に含まれる鉛ベアリング		
3	電磁波増幅器(マイクロチャンネルプレート、キャピラリープレート)に含まれる鉛		
4	X線及びイメージ・インテンシファイヤーのフリットガラスに含まれる鉛、ガスレーザー用及び電磁波を電子に変換する真空管用のフリットバインダーに含まれる鉛		
5	電離放射線の遮蔽に含まれる鉛		
6	X線テスト試料に含まれる鉛		
7	X線回折用結晶ステアリン酸鉛		
8	可搬型の蛍光X線分析機器の線源としてのカドミウム放射性同位体		
センサー、検出器および電極			
1a	pH電極のガラスを含むイオン選択電極に含まれる鉛及びカドミウム		
1b	電気化学的酸素センサーの陽電極に含まれる鉛		
1c	赤外線検出器に含まれる鉛、カドミウムおよび水銀		
1d	比較電極に含まれる水銀:塩化水銀、硫化水銀および酸化水銀		
その他			
9	ヘリウムカドミウムレーザーに含まれるカドミウム		
10	原子吸光分光用ランプに含まれる鉛及びカドミウム		
11	MRIの超伝導体及び熱伝導体用の合金に含まれる鉛		
12	MRI及びSQUID検出器の超伝導材料用の金属接着剤中の鉛及びカドミウム	2021/6/30	2020/6/30
13	カウンタウェイトに使われる鉛		
14	超音波トランスデューサ用の単結晶圧電結晶材料に含まれる鉛		
15	超音波トランスデューサの接合用はんだに含まれる鉛		
16	高精度キャパシタンスおよび損失測定ブリッジに含まれる水銀、監視及び制御用計測器に使われる高周波RFスイッチ及びリレーに含まれる水銀で、スイッチ又はリレー当たり20mgを超えないもの		
17	可搬型の緊急用細動除去器に使われるはんだに含まれる鉛		
18	8~14μm帯を検出する高性能赤外画像モジュールに使われるはんだ中の鉛		
19	シリコン表示の液晶に含まれる鉛		

No	除外項目	法律上期限	当社期限
20	X線計測フィルターに含まれるカドミウム		
21	X線画像用イメージインテンシファイア中の蛍光コーティング中のカドミウム	2019/12/31	2018/12/31
	2020年1月1日より前にEUに上市されたX線システム用スペアパーツ中の蛍光コーティング中のカドミウム		
22	CTとMRIで使用される定位ヘッドフレーム中、及びガンマ線と粒子線治療装置用の位置決めシステム中に用いられる酢酸鉛マーカー	2021/6/30	2020/6/30
23	電離放射線にさらされる、医療機器中のベアリング及び摩耗表面に対する合金要素としての鉛	2021/6/30	2020/6/30
24	X線イメージインテンシファイア中のアルミニウムと鉄を真空気密接合するための鉛	2019/12/31	2018/12/31
25	通常稼働及び保管条件が-20℃を下回る温度で恒久的に使用される、非磁性コネクタを必要とするコネクタシステムの表面コーティング中の鉛	2021/6/30	2020/6/30
26	通常稼働及び保管条件が-20℃を下回る温度で恒久的に使用される、プリント基板のはんだ、 電気電子部品の終端コーティング及びプリント基板のコーティング 電線とケーブルの接続用はんだ 変換器とセンサーの接続用はんだ 中の鉛	2021/6/30	2020/6/30
27	(a) この範囲内での使用を意図して設計された患者モニターを含む、医療磁気共鳴画像装置中の磁気アイソセンターの半径1m以内の磁場内、または (b) 粒子線治療で利用されるサイクロトロン磁石の外表面及びビーム輸送・ビーム方向制御用磁石から1m以内の磁場内で使用される —はんだ —電気電子部品の終端コーティング及びプリント基板のコーティング —電線、シールド、封入コネクタの接合部 中の鉛	2020/6/30	2019/6/30
28	テルル化カドミウム及びテルル化亜鉛カドミウムのデジタル配列検出器をプリント基板に実装するためのはんだ中の鉛	2017/12/31	2016/12/31

No	除外項目	法律上期限	当社期限
29	医療機器（カテゴリー8）及び/または産業用監視制御機器のクライオクーラーの冷却ヘッド及び/またはクライオクーラーで冷却された等電位ボンディングシステム中で使用される超伝導体または熱伝導体としての合金中の鉛	2021/6/30	2020/6/30
30	X線イメージインテンシファイアにおいて光電陰極を作製するために用いられるアルカリディスペンサー中の六価クロム	2019/12/31	2018/12/31
	2020年1月1日より前にEUに上市されたX線システム用スペアパーツ中の光電陰極を作製するために用いられるアルカリディスペンサー中の六価クロム		
31	2014年7月22日より前にEUに上市された医療機器から回収され、かつ2021年7月22日より前に上市されたカテゴリ8機器において使用される、再利用スペアパーツ中の鉛、カドミウム及び六価クロム。ただし、再利用が監視可能なクローズドループのBtoB返却システムにおいて起こり、かつその再利用が消費者に通知されることを条件とする。	2021/7/21	2020/7/21
32	磁気共鳴画像機器に組込まれるポジトロン断層法用検出器及びデータ捕捉装置のプリント基板上的のはんだの鉛	2019/12/31	2018/12/31
33	携帯非常用除細動器を除く、指令93/42/EECクラスIIa/IIbの移動式医療機器に使用される実装されたプリント基板上的のはんだ中の鉛		
	クラスIIa	2016/6/30	既に禁止
	クラスIIb	2020/12/31	2019/12/31
34	BSP(BaSi205:Pb)蛍光体を含む体外循環光療法ランプに使用される放電ランプの蛍光パウダー中の活性剤としての鉛	2021/7/21	2020/7/21
35	2017年7月22日より前に上市された産業用監視及び制御機器向けの液晶ディスプレイのバックライト用冷陰極管であって水銀含有量がランプ当たり5mgを超えないもの。	2024/7/21	2023/7/21
36	産業用監視及び制御機器向けとしてC-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステム以外で使用されている鉛。	2020/12/31	2019/12/31

No	除外項目	法律上期限	当社期限
37	<p>導電率測定に使用される白金黒めっき処理された白金電極中の鉛であって、次の条件の少なくとも1つが当てはまる場合。</p> <p>(a) 未知の濃度を測定するために実験用途で使用される、一桁を超える導電率測定範囲（例えば、0.1 から 5 mS/m に渡る範囲）を有する広範囲</p> <p>(b) 試料範囲のプラスマイナス 1% の精度で、かつ次のいずれかの溶液</p> <p>i) 酸性度 < pH 1、ii) アルカリ度 > pH 13、iii) ハロゲンガスを含有する腐食性溶液</p> <p>(c) 可搬型機器による測定が必要な 100mS/m を超える導電率の測定</p>	2018/12/31	2017/12/31
38	CT（コンピュータ断層撮影）及びX線システムのX線検出器に使用される、境界面あたり 500 を超える相互接続を有する広面積積層ダイエメントの1境界面のはんだ中の鉛。	2019/12/31	2018/12/31
	2020年1月1日より前にEUに上市されたCT及びX線システム用スペアパーツ中の境界面あたり 500 を超える相互接続を有する広面積積層ダイエメントの1境界面のはんだ中の鉛。		
39	<p>装置に用いられるマイクロチャンネルプレート（MCPs）中の鉛であって、少なくとも次の一つの特性が存在する場合</p> <p>(a) コンパクトサイズの電子またはイオンの検出器であって、検出器のためのスペースが最大 3mm/MCP（検出器の厚さプラス MCP の設置スペース）、トータルで最大 6mm に限られており、検出器のためにより多くのスペースを得る代替設計が科学的及び技術的に実用的ではないもの</p> <p>(b) 電子またはイオンの検出のための2次元空間分解能で、少なくとも次の一つが当てはまる場合</p> <p>i) 応答時間が 25ns より短い ii) 試料検出エリアが 149mm² より広い</p> <p>iii) 増幅率が 1.3x10¹⁰ より大きい</p> <p>(c) 電子またはイオンの検出応答時間が 5ns より短い</p> <p>(d) 電子またはイオンの検出のための試料検出エリアが 314mm² より広い</p> <p>(e) 増幅率が 4.0 x 10⁷ より大きい</p>		
	医療機器ならびに監視および制御機器	2021/7/21	2020/7/21
	体外診断用医療機器	2023/7/21	2022/7/21
	産業用監視および制御機器	2024/7/21	2023/7/21
40	産業用監視および制御機器向けのAC125VまたはDC250V未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	2020/12/31	2019/12/31
	2021年1月1日より前に上市された上記スペアパーツの鉛		

VIII. 適用除外用途 グループ C

No.	内 容
以下の用途に該当する PFOS またはその塩	
1	エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が3メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る)の製造
2	半導体用のレジストの製造
3	業務用写真フィルムの製造

IX. 管理物質の詳細

1. 禁止物質

三置換有機スズ化合物 の例示物質	CAS No.
トリフェニルスズ=N,N'-ジメチルジチオカルバマート	1803-12-9
トリフェニルスズ=フルオリド	379-52-2
トリフェニルスズ=アセタート	900-95-8
トリフェニルスズ=クロリド	639-58-7
トリフェニルスズ=ヒドロキシド	76-87-9
トリフェニルスズ脂肪酸塩(C=9~11)	18380-71-7, 18380-72-8 47672-31-1, 94850-90-5
トリフェニルスズ=クロロアセタート	7094-94-2
トリブチルスズ=メタクリラート	2155-70-6
ビス(トリブチルスズ)=フマラート	6454-35-9
トリブチルスズ=フルオリド	1983-10-4
ビス(トリブチルスズ)=2,3-ジブロモスクシナート	31732-71-5
トリブチルスズ=アセタート	56-36-0
トリブチルスズ=ラウラート	3090-36-6
ビス(トリブチルスズ)=フタラート	4782-29-0
アルキル=アクリラート、メチル=メタクリラート、およびトリブチルスズ=メタクリラートの共重合物(アルキル;C=8)	67772-01-4
トリブチルスズ=スルファマート	6517-25-5
ビス(トリブチルスズ)マレアート	14275-57-1
トリブチルスズ=クロリド	1461-22-9, 7342-38-3
トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラートおよびその類縁化合物(トリブチルスズ=ナフテン酸)の混合物	85409-17-2
トリブチルスズ=1,2,3,4,4a,4b,5,6,10,10a-デカヒドロ-7-イソプロピル-1,4a-ジメチル-1-フェナントレンカルボキシラート及びその類縁化合物(トリブチルスズ=ロジソルト)の混合物	26239-64-5

ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)及び特定代替物質 の例示物質	CAS No.
ポリ塩化ビフェニル類 (全ての異性体および同族体)	1336-36-3
モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec 141)	76253-60-6
モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec 121, Ugilec 21)	81161-70-8
モノメチル-ジブromo-ジフェニルメタン (DBBT)	99688-47-8

ポリ塩化ターフェニル類 の例示物質	CAS No.
PCT (ポリ塩化ターフェニル) (全ての異性体および同族体)	61788-33-8

ポリ塩化ナフタレン の例示物質	CAS No.
ポリ塩化ナフタレン	70776-03-3

短鎖型塩化パラフィン(炭素数 10~13) の例示物質	CAS No.
クロロアルカン C10-13	85535-84-8
クロロアルカン C10-12	108171-26-2
クロロアルカン C12-13	71011-12-6
クロロアルカン	61788-76-9

アスベスト類 の例示物質	CAS No.
アスベスト類	1332-21-4
アクチノライト	77536-66-4
アモサイト (Grunerite)	12172-73-5
アンソフィライト	77536-67-5
クリソタイル	12001-29-5
クロシドライト	12001-28-4
トレモライト	77536-68-6

1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、 1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、 及びこれらの類縁化合物の混合物(クロルデン又はヘプタクロル) の例示物質	CAS No.
1, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 10-オクタクロロトリシクロ[5. 2. 1. 0(2, 6)]デカ-8-エン	57-74-9
1, 5, 7, 8, 9, 10, 10-ヘプタクロロトリシクロ[5. 2. 1. 0(2, 6)]デカ-3, 8-ジエン	76-44-8
rel-(1R, 2S, 3R, 4S, 6S, 7S)-1, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 10-オクタクロロトリシクロ[5. 2. 1. 0(2, 6)]デカ-8-エン	5103-71-9
rel-(1R, 2S, 3R, 4R, 6S, 7S)-1, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 10-オクタクロロトリシクロ[5. 2. 1. 0(2, 6)]デカ-8-エン	5103-74-2
1, 4, 4, 7, 8, 9, 10, 10-オクタクロロトリシクロ[5. 2. 1. 0(2, 6)]デカ-8-エン	5566-34-7
1, 8, 9, 10, 11, 11-ヘキサクロロ-4-オキサテトラシクロ[6. 2. 1. 0(2, 7). 0(3, 5)]ウンデカ-9-エン	6058-23-7

N,N'-ジトリル-p-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-p-フェニレンジアミン、 又はN,N'-ジキシリル-p-フェニレンジアミン の例示物質	CAS No.
N,N'-ジ-4-トリル-1,4-フェニレンジアミン	620-91-7
N,N'-ジ-2-トリル-1,4-フェニレンジアミン	15017-02-4
N,N'-ジトリル-1,4-フェニレンジアミン	27417-40-9
N,N'-ビス(ジメチルフェニル)-1,4-フェニレンジアミン	28726-30-9
N-(ジメチルフェニル)-N'-トリル-1,4-フェニレンジアミン	70290-05-0

ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD) の例示物質	CAS No.
ヘキサブロモシクロドデカン	25637-99-4
1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	3194-55-6
α -ヘキサブロモシクロドデカン	134237-50-6
β -ヘキサブロモシクロドデカン	134237-51-7
γ -ヘキサブロモシクロドデカン	134237-52-8

2. 条件付禁止物質

カドミウム及びその化合物 の例示物質	CAS No.
カドミウム	7440-43-9
酸化カドミウム	1306-19-0
硫化カドミウム	1306-23-6
塩化カドミウム	10108-64-2
硫酸カドミウム	10124-36-4

六価クロム化合物 の例示物質	CAS No.
酸化クロム (VI)	1333-82-0
クロム酸バリウム	10294-40-3
クロム酸カルシウム	13765-19-0
クロム酸鉛(II)	7758-97-6
硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 (C. I. ピグメントレッド 104)	12656-85-8
C. I. ピグメントイエロー 34	1344-37-2
クロム酸ナトリウム	7775-11-3
重クロム酸ナトリウム	10588-01-9
クロム酸ストロンチウム	7789-06-2

重クロム酸カリウム	7778-50-9
クロム酸カリウム	7789-00-6
クロム酸亜鉛	13530-65-9
クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5
ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸二クロム酸カリウム	11103-86-9

鉛及びその化合物 の例示物質	CAS No.
鉛	7439-92-1
硫酸鉛(II)	7446-14-2
炭酸鉛	598-63-0
クロム酸鉛(II)	7758-97-6
硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 (C. I. ピグメントレッド 104)	12656-85-8
炭酸水酸化鉛(亜炭酸鉛)	1319-46-6
酢酸鉛	301-04-2
酢酸鉛(II)、三水和物	6080-56-4
リン酸鉛	7446-27-7
セレン化鉛	12069-00-0
酸化鉛(IV)	1309-60-0
酸化鉛(II, IV)	1314-41-6
硫化鉛(II)	1314-87-0
酸化鉛(II)	1317-36-8
塩基性炭酸鉛(II)	1319-46-6
炭酸水酸化鉛	1344-36-1
リン酸鉛(II)	7446-27-7
C. I. ピグメントイエロー 34	1344-37-2
チタン酸鉛(II)	12060-00-3
硫酸鉛	15739-80-7
三塩基性硫酸鉛	12202-17-4
ステアリン酸鉛	1072-35-1

水銀及びその化合物 の例示物質	CAS No.
水銀	7439-97-6

塩化第2水銀	33631-63-9
塩化水銀(II)	7487-94-7
硫酸水銀	7783-35-9
硝酸第2水銀	10045-94-0
酸化水銀(II)	21908-53-2
硫化第2水銀	1344-48-5

ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類) の例示物質	CAS No.
ポリ臭化ビフェニル類	59536-65-1
ジブロモビフェニル	92-86-4
2-ブロモビフェニル	2052-07-5
3-ブロモビフェニル	2113-57-7
4-ブロモビフェニル	92-66-0
トリブロモビフェニル	59080-34-1
テトラブロモビフェニル	40088-45-7
ペンタブロモビフェニル	56307-79-0
ヘキサブロモビフェニル	59080-40-9
ヘキサブロモ-1,1'-ビフェニル	36355-01-8
ファイアーマスター FF-1 (Firemaster FF-1)	67774-32-7
ヘプタブロモビフェニル	35194-78-6
オクタブロモビフェニル	61288-13-9
ノナブロモ-1,1'-ビフェニル	27753-52-2
デカブロモビフェニル	13654-09-6

ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類) の例示物質	CAS No.
ブロモジフェニルエーテル	101-55-3
ジブロモジフェニルエーテル	2050-47-7
トリブロモジフェニルエーテル	49690-94-0
テトラブロモジフェニルエーテル	40088-47-9
ペンタブロモジフェニルエーテル (注：市販の PeBDPO は、種々の臭素化ジフェニルオキンドを含む複雑な反応混合物である)	32534-81-9 (商用銘柄の PeBDPO に使用される No.)
ヘキサブロモジフェニルエーテル	36483-60-0

ヘプタブロモジフェニルエーテル	68928-80-3
オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0
ノナブロモジフェニルエーテル	63936-56-1
デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5

パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS) の例示物質	CAS No.
パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS) C8F17SO2X, X は OR, NR または他の誘導品	-

オゾン層破壊物質(モンリオール議定書の付属書収載物質) の例示物質 (1)		CAS No.
付属書A グループ I	トリクロロフルオロメタン(CFC-11)	75-69-4
	ジクロロジフルオロメタン(CFC-12)	75-71-8
	トリクロロトリフルオロエタン(CFC-113)	76-13-1
	ジクロロテトラフルオロエタン(CFC-114)	76-14-2
	モノクロロペンタフルオロエタン(CFC-115)	76-15-3
付属書A グループ II	ブromokロロジフルオロメタン(ハロン-1211)	353-59-3
	ブromotリフルオロメタン(ハロン-1301)	75-63-8
	ジブromotテトラフルオロエタン(ハロン-2402)	124-73-2
付属書B グループ I	塩化フッ化メタン(CFC-13)	75-72-9
	ペンタクロロフルオロエタン(CFC-111)	354-56-3
	テトラクロロジフルオロエタン(CFC-112)	76-12-0
	ヘプタクロロフルオロプロパン(CFC-211)	422-78-6 135401-87-5
	ヘキサクロロジフルオロプロパン(CFC-212)	3182-26-1
	ペンタクロロトリフルオロプロパン(CFC-213)	2354-06-5 134237-31-3
	テトラクロロテトラフルオロプロパン(CFC-214)	29255-31-0
	トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-215)	1599-41-3
	ジクロロヘキサフルオロプロパン(CFC-216)	661-97-2
	クロロヘプタフルオロプロパン(CFC-217)	422-86-6
付属書B グループ II	テトラクロロメタン(四塩化炭素)	56-23-5
	1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)	71-55-6
付属書C グループ I	ジクロロフルオロメタン(HCFC-21)	75-43-4
	クロロジフルオロメタン(HCFC-22)	75-45-6

	クロロフルオロメタン(HCFC-31)	593-70-4
	テトラクロロフルオロエタン(HCFC-121)	134237-32-4
	トリクロロジフルオロエタン(HCFC-122)	41834-16-6
	ジクロロトリフルオロエタン(HCFC-123)	34077-87-7
	クロロテトラフルオロエタン(HCFC-124)	63938-10-3
	トリクロロフルオロエタン(HCFC-131)	27154-33-2; (134237-34-6)
	ジクロロジフルオロエタン(HCFC-132)	25915-78-0
オゾン層破壊物質(モントリオール議定書の付属書収載物質) の例示物質 (2)		CAS No.
付属書C グループI	クロロトリフルオロエタン(HCFC-133)	1330-45-6 431-07-2
	ジクロロフルオロエタン(HCFC-141)	25167-88-8
	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(HCFC-141b)	1717-00-6
	クロロジフルオロエタン(HCFC-142)	25497-29-4
	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(HCFC-142b)	75-68-3
	クロロフルオロエタン(HCFC-151)	110587-14-9
	ヘキサクロロフルオロプロパン(HCFC-221)	134237-35-7
	ヘキサクロロフルオロプロパン(HCFC-221)	134237-35-7 29470-94-8
	ペンタクロロジフルオロプロパン(HCFC-222)	134237-36-8
	テトラクロロトリフルオロプロパン(HCFC-223)	134237-37-9
	トリクロロテトラフルオロプロパン(HCFC-224)	134237-38-0
	ジクロロペンタフルオロプロパン(HCFC-225)	127564-92-5
	3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225ca)	422-56-0
	1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225cb)	507-55-1
	クロロヘキサフルオロプロパン(HCFC-226)	134308-72-8
	ペンタクロロフルオロプロパン(HCFC-231)	134190-48-0
	テトラクロロジフルオロプロパン(HCFC-232)	134237-39-1
	トリクロロトリフルオロプロパン(HCFC-233)	134237-40-4
	ジクロロテトラフルオロプロパン(HCFC-234)	127564-83-4
	クロロペンタフルオロプロパン(HCFC-235)	134237-41-5
	テトラクロロフルオロプロパン(HCFC-241)	134190-49-1
	トリクロロジフルオロプロパン(HCFC-242)	134237-42-6
	ジクロロトリフルオロプロパン(HCFC-243)	134237-43-7

	クロロテトラフルオロプロパン(HCFC-244)	134190-50-4
	トリクロロフルオロプロパン(HCFC-251)	134190-51-5
	ジクロロジフルオロプロパン(HCFC-252)	134190-52-6
	クロロトリフルオロプロパン(HCFC-253)	134237-44-8
	ジクロロフルオロプロパン(HCFC-261)	134237-45-9
	クロロジフルオロプロパン(HCFC-262)	134190-53-7
	クロロフルオロプロパン(HCFC-271)	134190-54-8
	ジブロモフルオロメタン(HBFC-21 B2)	1868-53-7
オゾン層破壊物質(モントリオール議定書の付属書収載物質) の例示物質 (3)		CAS No.
付属書C	ブロモジフルオロメタン(HBFC-22 B1)	1511-62-2
グループII	ブロモフルオロメタン(HBFC-31 B1)	373-52-4
	テトラブロモフルオロエタン(HBFC-121 B4)	306-80-9
	トリブロモジフルオロエタン(HBFC-122 B3)	-
	ジブロモトリフルオロエタン(HBFC-123 B2)	354-04-1
	ブロモテトラフルオロエタン(HBFC-124 B1)	124-72-1
	トリブロモフルオロエタン(HBFC-131 B3)	-
	ジブロモジフルオロエタン(HBFC-132 B2)	75-82-1
	ブロモトリフルオロエタン(HBFC-133 B1)	421-06-7
	ジブロモフルオロエタン(HBFC-141 B2)	358-97-4
	ブロモジフルオロエタン(HBFC-142 B1)	420-47-3
	ブロモフルオロエタン(HBFC-151 B1)	762-49-2
	ヘキサブロモフルオロプロパン(HBFC-221 B6)	-
	ペンタブロモジフルオロプロパン(HBFC-222 B5)	-
	テトラブロモトリフルオロプロパン(HBFC-223 B4)	-
	トリブロモテトラフルオロプロパン(HBFC-224 B3)	-
	ジブロモペンタフルオロプロパン(HBFC-225 B2)	431-78-7
	ブロモヘキサフルオロプロパン(HBFC-226 B1)	2252-78-0
	ペンタブロモフルオロプロパン(HBFC-231 B5)	-
	テトラブロモジフルオロプロパン(HBFC-232 B4)	-
	トリブロモトリフルオロプロパン(HBFC-233 B3)	-
	ジブロモテトラフルオロプロパン(HBFC-234 B2)	-
	ブロモペンタフルオロプロパン(HBFC-235 B1)	460-88-8
	テトラブロモフルオロプロパン(HBFC-241 B4)	-
	トリブロモジフルオロプロパン(HBFC-242 B3)	70192-80-2

	ジブロモトリフルオロプロパン(HBFC-243 B2)	431-21-0
	ブromoテトラフルオロプロパン(HBFC-244 B1)	679-84-5
	トリブromoフルオロプロパン(HBFC-251 B3)	75372-14-4
	ジブromoジフルオロプロパン(HBFC-252 B2)	460-25-3
	ブromoトリフルオロプロパン(HBFC-253 B1)	421-46-5
	ジブromoフルオロプロパン(HBFC-261 B2)	51584-26-0
	ブromoジフルオロプロパン(HBFC-262 B1)	-
	ブromoフルオロプロパン(HBFC-271 B1)	1871-72-3
オゾン層破壊物質(モントリオール議定書の付属書収載物質)の例示物質(4)		CAS No.
付属書C グループIII	ブromoクロロメタン(ハロン-1011)	74-97-5
付属書E グループI	ブromoメタン(臭化メチル)	74-83-9

「一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料」の対象「芳香族アミン」		CAS No.
4-アミノビフェニル		92-67-1
ベンジジン		92-87-5
4-クロロ-2-メチルアニリン		95-69-2
2-ナフチルアミン		91-59-8
o-アミノアゾトルエン		97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン		99-55-8
p-クロロアニリン		106-47-8
2,4 -ジアミノアニソール		615-05-4
4,4' -メチレンジアニリン		101-77-9
3,3' -ジクロロベンジジン		91-94-1
3,3' -ジメトキシベンジジン		119-90-4
3,3' -ジメチルベンジジン		119-93-7
4,4' -ジアミノ-3,3' -ジメチルジフェニルメタン		838-88-0
6-メトキシ-m-トルイジン		120-71-8
4,4' -メチレン-ビス(2-クロロアニリン)		101-14-4
4,4' -オキシジアニリン		101-80-4
4,4' -ジアミノジフェニルスルフィド		139-65-1
o-トルイジン		95-53-4
4-メチル-m-フェニレンジアミン		95-80-7
2,4,5-トリメチルアニリン		137-17-7
o-アニジン		90-04-0

4-アミノアゾベンゼン	60-09-3
-------------	---------

ジブチルスズ化合物(DBT) の例示物質	CAS No.
ジブチルスズオキシド	818-08-6
ジブチルスズジアセタート	1067-33-0
ジブチルスズジラウレート	77-58-7
ジブチルスズマレエート	78-04-6

ジオクチルスズ化合物(DOT) の例示物質	CAS No.
ジオクチルスズオキシド	870-08-6
ジオクチルスズジラウレート	3648-18-8

有機スズ化合物 の例示物質	CAS No.
トリフェニルスズ=N,N'-ジメチルジチオカルバマート	1803-12-9
トリフェニルスズ=フルオリド	379-52-2
トリフェニルスズ=アセタート	900-95-8
トリフェニルスズ=クロリド	639-58-7
トリフェニルスズ=ヒドロキシド	76-87-9
トリフェニルスズ=クロロアセタート	7094-94-2
トリブチルスズ=メタクリラート	2155-70-6
ビス(トリブチルスズ)=フマラート	6454-35-9
トリブチルスズ=フルオリド	1983-10-4
ビス(トリブチルスズ)=2,3-ジブプロモスクシナート	31732-71-5
トリブチルスズ=アセタート	56-36-0
トリブチルスズ=ラウラート	3090-36-6
ビス(トリブチルスズ)=フタラート	4782-29-0
トリブチルスズ=スルファマート	6517-25-5
ビス(トリブチルスズ)マレアート	14275-57-1
トリブチルスズ=クロリド	1461-22-9 7342-38-3
ジブチルスズオキシド	818-08-6
ジブチルスズジアセタート	1067-33-0
ジブチルスズジラウレート	77-58-7
ジブチルスズマレエート	78-04-6

ジオクチルスズオキシド	870-08-6
ジオクチルスズジラウレート	3648-18-8

特定多環芳香族炭化水素(PAH) の例示物質	CAS No.
ベンゾ (a) ピレン (B a P)	50-32-8
ベンゾ (e) ピレン (B eP)	192-97-2
ベンゾ (a) アントラセン (B a A)	56-55-3
クリセン (CHR)	218-01-9
ベンゾ (b) フルオランテン (B b F A)	205-99-2
ベンゾ (j) フルオランテン (B j F A)	205-82-3
ベンゾ (k) フルオランテン (B k F A)	207-08-9
ジベンゾ (a, h) アントラセン (D B A h A)	53-70-3

パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩およびそのエステル の例示物質	CAS No.
パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	335-67-1
パーフルオロオクタン酸アンモニウム (APFO)	3825-26-1
パーフルオロオクタン酸のナトリウム塩	335-95-5
パーフルオロオクタン酸のカリウム塩	2395-00-8
パーフルオロオクタン酸の銀塩	335-93-3
パーフルオロオクタン酸のフルオリド	335-66-0
パーフルオロオクタン酸メチル	376-27-2
パーフルオロオクタン酸エチル	3108-24-5

【改訂履歴】

2013年4月：ガイドライン4.1版の「管理物質リスト」、「適用除外用途」および「不含証明書」の項目を独立させ付属書Ⅱ 第5.0.0版として制定

2016年12月：付属書Ⅱの規制物質追加、適用除外見直し、それに伴い別紙1「不含証明書」変更および、報告物質の参照先追加に伴い、第5.0.1版として改訂

【ガイドライン第4.1版の内容との相違】

No.	主な変更内容	頁
1	目次：項目名変更	1
2	「富士電機の管理物質の考え方」追加、「報告物質」追加	2
3	「補足説明」追加	3
4	「富士電機の管理物質に対する適用除外用途の考え方」追加、適用除外用途のグループ分け、適用除外用途グループB新設、「EU-RoHS2の補足」追加	4
5	CAS No. の追加、関係する主な法規制・条約変更、物質を対象としたガイドライン版数追加	5-12
6	禁止物質のNo. 2「トリブチルスズおよびトリフェニルスズ」を「三置換有機スズ化合物」に変更	7
7	条件付禁止物質のNo. 1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 10, 11の閾値変更	10-12
8	条件付禁止物質に「有機スズ化合物」追加	12
9	「適用除外用途グループA」のRoHSで有効期限が決められている項目に富士電機独自の有効期限を設定（6ヶ月前）	13-16
10	EU-RoHS2 付属書4の適用除外用途を「適用除外用途グループB」として追加	17
11	禁止物質および条件付禁止物質の例示物質を追加	19-28
12	[別紙1] 不含証明書変更	30-33

【第5.0.1版】

No.	主な変更内容	頁
1	報告必須物質の追加	2、15
2	禁止物質、条件付き禁止物質の追加	5～14
3	報告物質の参照先の追加（chemSHERPAを追加）	2、3、42
4	適用除外見直し	16～26
5	物質追加により、別紙1：不含証明書変更	39～41

以上

[別紙1] 不含証明書

付属書Ⅱ 5.0.1 別紙1

御中

回答日	
会社名	
住所	
担当部門	
責任者の署名・印	印

* 責任者とは、会社の代表権を有する方、またはこれに準じ当証明書の内容に責任を持てる方とします。

不 含 証 明 書

当社は富士電機に納入している資材「富士電機製品を直接構成する原材料、部品、製品、機器等の購入品、製造委託、加工委託、修理委託等の外注品（付属物、包装、その他製品と共に納入されるすべてを含むものとする）、及び製造工程で用いられる原材料、部品等に残留する可能性のある物質」に、下表の物質が含有されないことを証明します。

※「禁止物質」「条件付禁止物質」「報告必須物質」に関する詳細は付属書Ⅱ本文に基づきます。

なお、禁止物質、条件付禁止物質、報告必須物質の不含を証明する資材は、「不含有証明書の対象資材リスト」となります。

上記内容に反して禁止物質、条件付禁止物質、報告必須物質が発見され、その事象により富士電機が損害を被った場合には、当社は誠意を持って対応致します。

1. 禁止物質

No.	物質名
1	ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)
2	三置換有機スズ化合物
3	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)及び特定代替物質
4	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)
5	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が1以上)
6	短鎖型塩化パラフィン(炭素数10~13)
7	アスベスト類
8	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール
9	ヘキサクロロベンゼン
10	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (アルドリン)
11	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (ディルドリン)
12	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エンド-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (エンドリン)
13	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (DDT)
14	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、及びこれらの類縁化合物の混合物 (クオルデン又はヘプタクロル)
15	N,N'-ジトリル-p-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-p-フェニレンジアミン、又はN,N'-ジキシリル-p-フェニレンジアミン
16	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール
17	ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ[2.2.1]ヘプタン (トキサフェン)
18	ドデカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン (マイレックス)
19	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール (ケルセン又はジコホル)
20	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン
21	黄りんマッチ (四リン)
22	ベンジジン及びその塩
23	4-アミノビフェニル及びその塩
24	4-ニトロジフェニル及びその塩
25	ビス(クロロメチル)エーテル
26	β-ナフチルアミン及びその塩
27	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む)の5%を超えるもの
28	ダイオキシン類/フラン類(PCDD・PCDF)
29	フマル酸ジメチル
30	γ-ヘキサクロロシクロヘキサン (γ-HCH又はリンデン)
31	α-ヘキサクロロシクロヘキサン (α-HCH)
32	β-ヘキサクロロシクロヘキサン (β-HCH)
33	クオルデコン (ケボン)
34	ペンタクロロベンゼン
35	パーフルオロオクタンスルホニルフルオリド (PFOSF)
36	ヘキサブロモシクロデカン(HBCD)
37	エンドスルファン
38	ペンタクロロフェノール

2. 条件付禁止物質

No.	物質名	禁止条件	閾値
1	カドミウム及びその化合物	①電池	10ppm未満
		②梱包材: 重金属(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム)の総量	合計100ppm未満
		③上記①～②以外の全て ※適用除外は付属書Ⅱ本文による	均質材料当たり 100ppm未満
2	六価クロム化合物	①梱包材: 重金属(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム)の総量	合計100ppm未満
		②①以外の全て ※適用除外は付属書Ⅱ本文による	均質材料当たり 1000ppm未満
3	鉛及びその化合物	①熱硬化性又は熱可塑性樹脂で被覆された電線、ケーブル、コード	被覆中で 300ppm未満
		②電池	40ppm未満
		③梱包材: 重金属(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム)の総量	合計100ppm未満
		④上記①～③以外の全て ※適用除外は付属書Ⅱ本文による	均質材料当たり 1000ppm未満
4	水銀及びその化合物	①電池	1ppm未満
		②梱包材: 重金属(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム)の総量	合計100ppm未満
		③上記①～②以外の全て ※適用除外は付属書Ⅱ本文による	意図的添加 /均質材料当たり 1000ppm未満
5	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	全て	意図的添加/ 均質材料当たり 1000ppm未満
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	全て	意図的添加/ 均質材料当たり 1000ppm未満
7	パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)	全て	意図的添加
8	オゾン層破壊物質 (オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の付属書収載物質)	①全て(製品含有) ②付属書A,B収載20物質の洗浄加工・発泡加工での使用	—
9	一部の芳香族アミン(※)を生成するアゾ染料・顔料 ※付属書Ⅱ本文の指定物質	織物と皮革	生成される芳香族アミンが 30ppm未満
10	ジブチルスズ化合物 (DBT)	一般消費者向け用途	スズ元素として 1000ppm未満
11	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	一般消費者向け用途	スズ元素として 1000ppm未満
12	リン酸トリス(2,3-ジブロモプロピル)	織物と繊維製品	意図的添加
13	トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキサイド	織物と繊維製品	意図的添加
14	有機スズ化合物	船舶用製品	スズ元素として 2500ppm未満
15	フタル酸エステル(4種) DEHP, BBP, DBP, DIBP	①電気機器で長時間皮膚に接触する部位への使用: 即時禁止 ②RoHS対象製品の構成部材への使用: 期限を持って禁止	意図的添加/ 均質材料当たり 1000ppm未満
16	ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレンおよび2,4,4-トリメチルペンテンとの反応生成物(BNST)	全て(タイヤ以外のゴムは除く)	意図的添加
17	特定多環芳香族炭化水素(PAH)	人の皮膚口腔に長時間接触する部位への使用	意図的添加
18	PFOAとその塩	全て	意図的添加
19	ホルムアルデヒド	木材への使用	意図的添加

3. 報告必須物質

No.	物質名	使用条件	閾値
1	赤リン	使用の場合はコーティング処理を行うこと	意図的添加

※この文書における「個人情報」は富士電機グリーン調達関連業務以外には使用致しません。同意頂けましたらご提出をお願い致します。

不含有証明書の対象資材リスト

- ・下記の表「含有有無」欄に「○」とした資材について不含有を証明します。
- ・報告必須物質(赤リン)が含有の場合は専用記入欄に「○」を記入ください。
- ・不含有を証明できない資材については、下記の表「含有物質」欄に記載する物質を含有することを報告します。

No.	資材コード(品目番号)	部品種類	部品型名	メーカー	含有有無 (不含:○/含有:×)	含有物質 (左記が「×」の場合)	報告必須物質 赤リン有り(○)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							

※表が続く場合は行を追加して作成下さい。

[別紙2] 含有物質報告データ

以下のフォーマットのデータを「[別紙2] 含有物質報告データ」とします。記載のWEB サイトからダウンロードして下さい。

(1) 富士電機に成形品を納入している取引先様

- ・ JGPSSI 調査回答ツールで作成したデータ 又は
- ・ JAMP AIS
- ・ chemSHERPA

※どれを適用するかは富士電機の各事業部門が指定します。

(2) 富士電機に物質または混合物を納入している取引先様

- ・ JGPSSI 調査回答ツールで作成したデータ 又は
- ・ JAMP MSDSpus
- ・ chemSHERPA

※どれを適用するかは富士電機の各事業部門が指定します。

【入手先】

- ・ JGPSSI 調査回答ツール <http://www.vt62474.jp/>
- ・ JAMP AIS/MSDSpus <http://www.jamp-info.com/>
- ・ chemSHERPA <https://chemsherpa.net/chemSHERPA/>